



消費税率も改定され、年末商戦を前に、今月は普段感じていることを記させていただきます。まずは先月、当事務所 40 周年記念行事をさせて頂きました。長きにわたりご支援いただき誠にありがとうございます。改めまして感謝申しあげ、今後の努力をお誓いいたします。

●繁盛店(会社)は

・お店は生もの

まず新鮮さが全体にみなぎっている
イキイキ喜んで楽しそうに動いている

・声が大きく弾んでいる 背筋も伸びている 歩くのもチャチャチャと・・・

・電話にお辞儀している

報告連絡がしっかりしている

・クレームには 迅速にまず謝罪から (言い訳なし)

・お見送りを大切にしている

玄関(入口)がキレイ トイレも

・急な雨に予備傘備えあり

(どうぞ自由にお持ち帰りを)

・勿論、扱う商品サービスは時流にちょっと先んじて、陳腐を嫌う

繁盛するお店(会社)に見る共通点

●経費節減について

- ・カラーコピーは極力不可
- ・承認印(ハンコなしサインで)それも 3 人まで
- ・会議資料 A4 1 枚で項目のみ 会議時間は 30 分以内
- ・電源 OFF の徹底(つけっぱなし厳禁)
ケータイ取り扱いみんなでルール決め
- ・社内をぶらり旅(「私が気が付いた社内巡回」みんなで目指そう経費削減)

●人的向上について・・・あせらず急いで

- ・早朝人間力向上講座(仮称)
異業種の方とグループで
- ・本を読む 例えば月 1 冊
- ・自分で考え積極的に行動
(指示待ち人間は置いてきぼり)
- ・時に地域行事に積極参加(地域清掃など)

●財務について

- ・借入はその目的に沿って厳格に(返済計画をしっかり)
- ・固定費は抑えて抑えて…腰高経営をつつしむ
- ・含み損を抱えない
- ・想定外費用にも対応可?(キャッシュフロー経営のすすめ)
- ・開発、研修費用はケチらない



源泉徴収制度

源泉徴収というと給与を支払う際に天引きすることをイメージする方が多いと思いますが、実は源泉徴収制度は給与だけではなく、講演料・デザイン料など幅広く徴収対象となっております。最近は海外居住の方に支払う報酬も増えておりますので、非居住者に支払う報酬からおなじみの源泉徴収まで事例を挙げて、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

●源泉徴収義務者とは

所得税を徴収し国に納める義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収義務者は、会社や個人だけではありません。給料を支払う学校や官公庁、人格のない社団、財団なども源泉徴収義務者となります。ただし、以下の条件に該当する場合は源泉徴収義務者にはなりません。

- ・常時2人以下の家事使用人だけに給与、退職金を支払っている者
- ・給与や退職金の支払いがなく、弁護士報酬などの料金を支払っている者

なお、源泉徴収義務者でなくても、ホステス、バンケットホステス等に支払う報酬等からは源泉徴収をする必要がありますので注意が必要です。

●支払を受ける者が個人の場合の源泉徴収の対象範囲

源泉徴収の対象範囲は税理士、弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つひとへ支払う報酬だけではありません。以下は、法令に列挙されている内容です。

- ・原稿料や講演料など(懸賞の入選者などへの支払いは1人に対して1回5万円以下であれば源泉徴収の必要なし)
- ・プロ野球、プロサッカー、プロテニス選手、モデル、外交員などに支払う報酬・料金
- ・芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
- ・ホテル、旅館などで行われる宴会等での、客に対して、接待することを業務とするいわゆるバンケットホステス・コンパニオンやバー、キャバレーなどに勤めるホステスなどに支払う料金
- ・広告宣伝費のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金



この他にも、所得税法第204条第1項第1号～8号までの報酬・料金が源泉徴収の対象となっております。

●外注費と給与の判断基準

「給与」なのか「外注費」なのかは、税務調査においても問題になるところです。支払った費用は、給与か外注費か好きに決めて良いわけではなく、契約の内容や業務の実態などの事実関係に基づき、判断しなくてはなりません。

給与とは・・・雇用契約やこれに準ずる契約に基づいた対価

外注費とは・・・請負契約やこれに準ずる契約に基づいた対価

それぞれの定義は上記のとおりですが、この区分で明らかでない時は、以下のような事項を総合的に判断して決定することになります。税務調査時においても使われる基準を、表としてまとめましたので参考にしてみてください。

事項	給与	外注費
契約の業務を他人が代替して遂行できるかどうか	×	○
外注先が自ら報酬金額を計算し、請求をしているかどうか	×	○
指揮監督や、作業時間・労働時間の支持を受けるなど、時間的な拘束を受けるかどうか	○	×
完成品が不可抗力で滅失して引き渡しを終えていない場合でも、権利として報酬の請求ができるかどうか	○	×
業務に係る材料や用具等を供与されているかどうか	○	×

●非居住者や外国法人への支払い

上記の場合に加え、支払先が非居住者であったり、外国法人である場合には注意が必要です(近年税務調査でも指摘が増えていきます)。非居住者とは、国内に住所を有しているか、現在まで引続き1年以上居所を有する個人の方以外

の個人です。この場合の源泉徴収は、通常では源泉徴収を要しない取引であるのに徴収が必要であったり、国内での支払いの場合と税率が異なる場合があります。

例えば…土地等の譲渡対価・・・10.21%（その譲渡対価が1億円以下で一定の場合を除きます）

不動産の賃貸料等・・・20.42%（一定の場合を除きます）

人的役務の提供事業の対価・・・20.42%

給与等・・・20.42% などなど

WHY?



またこれらをさらに複雑にしているのが租税条約です。日本と各国との間で二重課税を防ぐために条約により源泉徴収の免除または軽減が図られています。この免除等の適用を受けるためにはその対価の支払日の前日までに「租税条約に関する届出書」の提出が必要となります。

●源泉徴収と消費税

弁護士や税理士などに報酬を支払った場合には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することになっています。この場合、源泉徴収の対象となる金額は、原則として、報酬・料金として支払った金額の全部、すなわち消費税等込みの金額が対象となります。ただし、弁護士や税理士などからの請求書等に報酬・料金等の金額と消費税等の額とが明確に区分されている場合には、消費税等の額を除いた報酬・料金等の金額のみを源泉徴収の対象としても差し支えないこととなっています。

【請求書 A】(消費税込表示の場合)

項目	金額
報酬 (A)	220,000 円
請求額合計	220,000 円
源泉徴収額 (A×10.21%)	▲22,462 円
振込金額	<u>197,538 円</u>

【請求書 B】(消費税別表示の場合)

項目	金額
報酬 (A)	200,000 円
消費税 (10%)	20,000 円
請求額合計	220,000 円
源泉徴収額 (A×10.21%)	▲20,420 円
振込金額	<u>199,580 円</u>

上記の請求書 A の場合、消費税額が区分されておらず、支払金額の全額(220,000 円)が源泉徴収の対象となってしまう。対して請求書 B の場合は消費税額が区分されているので、税抜金額(200,000 円)が源泉徴収の対象となります。源泉徴収される側は多く源泉徴収されていても、あとで確定申告をするのでトータルでは損得はありません。ただ、消費税額を区分して請求書等を作成することによって、報酬受取時の手取り金額を増やすことが出来ます。今後、消費税額の別記が必須になることから、上記請求書 B のような様式に慣れることも大事かもしれません。

さわやか土曜塾

人生・家庭・職場の羅針盤

次回のさわやか土曜塾 学習格言「盛時には驕らず衰時には悲しまず。」

この格言は道徳実行の結果を良好にするための条件を述べたものです。

さわやか土曜塾 は、宇久田会計事務所主催の公開セミナーです。どなたでもご参加いただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2019 年 11 月 9 日(土) 10:00～11:30

場所：辻堂市民図書館 2 階多目的室(藤沢市辻堂 2-15-8)

会費：500 円

*詳細は、志村賢一・智江まで



今年の台風の季節には、大きな台風が2つ発生しました。台風15号による千葉県での風害、台風19号による東日本の水害。ともに被害にあわれた方々に対しましてお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。防災士の志村賢一です。

今回は、年々大型化してきている台風のお話です。そもそも台風は、太平洋赤道付近の暖かい海水が蒸発して発達した積乱雲の集合体です。やがて回転運動を始め、豪雨や暴風を伴って、北半球の風の状況、赤道近くの東風で西に進み、北上しながら上空で強く吹く西風に乗れ、徐々に速度を上げながら北東に進んでいきます。すると、太平洋高気圧の縁からの風に乗って移動すると事により、この時期に日本列島に頻繁に近付いて来るのです。台風のエネギー源は、水蒸気です。海水温が高いとそこから出る水蒸気量も増加します。今回の2つの台風が大きな勢力のまま日本に上陸したのは、日本付近の海水温が28℃と非常に高くエネギーが何時までも供給されている状況にあった事が一因です。海水温が高くなる原因はいろいろありますが、大きく言われているのは、地球の温暖化です。CO2に代表される温室効果ガスの増加は大気の気温上昇を招き、その熱が海洋にも取り込まれていると考えられています。この状況がこのまま進めば極端な気温上昇の他に、大型の台風やハリケーンが各地に発生すると言われています。明るい未来の為に、一人一人が防災対策と地球環境を考え、行動する事が出来る様になると良いと思います。

防災訓練が各地で開催される時期です。皆様、お忙しいとは思いますが、もしもの時に備えて是非それぞれの地区で行われる防災訓練に参加して下さい。出来ればご近所様と一緒にコミュニケーションを取りながら参加してみてください。ありがとうございました。(防災士☆志村賢一)

*** **

農村活性化が嬉しい(地産・地消)そして移住



地元野菜が脚光をあびている。朝どれなど、どれほどおいしい事か。こんなに新鮮さの持つ味の良さに感激、スーパーとは違うほうれん草、小松菜・・・どこか違う。また若いご夫婦の農村への移住も嬉しい。子供が生まれイキイキ過ごす新米家族を応援する地域の人達の暖かさ。

加えて、農業高校の担う役割も大きい。土と格闘する若者に勇気をもらう。いろいろ厳しさはあるし、ハードルも高いと思うがこれからの農業に大いに期待。

*** **



表紙写真説明

江ノ島神社 瑞心門

龍宮城を模した桜門。人々が瑞々しい心でお参りできるようにと名付けられています。壁や天井には、牡丹や唐獅子の絵画が飾られていますが、唐獅子にはご祭神の守護と参拝者に厄災が降りかからないよう祈願の意味が込められています。



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466 (36) 0627

FAX 0466 (33) 4892

URL : <https://www.ukuta.net/>

** 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております **

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail : k-shimura@ukuta.net 又は上記 FAX で)